

# GRANDSLAM

## スクール会員規約

**天白校・守山校**

**予約制バッティングスクール**

**総合スクール**

**〒463-0037 名古屋市守山区天子田 3-1312**

**TEL052-918-2275 FAX052-918-2276**

# 会員規約

令和5年3月21日公示

## 第1章【総則】

### 第一条(目的)

野球の奥深さを教え、野球とは人生そのものであると教え、一人一人の個性を伸ばし、さらに新しい事にチャレンジする勇気を与える。真摯に野球に取り組む選手の育成をする。

### 第二条(スローガン)

努力は必ず報われる。もし報われない努力があるなら、それはまだ努力とは呼べない。

### 第三条(運営事務局)

運営本部の所在地は、名古屋市守山区天子田 3-1312

(株)GENKI GRANDSLAM ベースボールアカデミー(052-918-2275)

## 第2章【活動概要】

### 第一条(活動内容)

#### 予約制バッティングスクール

週1回、毎週行う。祝日はその都度決定する。

毎月1日より翌月分の予約を行う。予約方法は担当への電話連絡とする。

空き状況の確認は、施設内予約帳、SNSにて

#### 総合野球スクール

週1回、毎週各曜日に行う。祝日、大型連休は基本休みで、年間48回のスクール。

不足分はその都度調整し行う。HP、店舗カレンダーにてご確認ください。

## 第二条(クラス分けについて)

基本クラス分けは、指導員の指示の下、学年及び、個々の技量によりクラスを分けて活動を行なう。※グループ練習のためご理解下さい。

事情により変更は可能だが指導員の判断により決定する。

## 第三条(指導)

- 1、全ての指導員は、選手が現状所属している野球チームの指導方針を否定せず、尊重した上での指導を行なう。
- 2、選手個人との面談により、選手自身の目標、理想への手助けと考え、強制的な指導にならないように努める。
- 3、基本的な指導は、当スクールが定めた練習方法によって進められる。

## 第4章【会計】

### 第一条(会費)

#### 予約制バッティングスクール

入会金 5,000 円+消費税※初年度保険料含む

費用 2,000 円(消費税込)※当日払い

年度更新費 5,000 円+消費税※年度保険料含む。年度初めのスクールにて現金支払  
急なキャンセルはご遠慮下さい。キャンセル料をいただく場合がございます。

#### 総合野球スクール

入会金 10,000 円+消費税※初年度保険料含む

毎月運営費10,000円+消費税※口座振替

年度更新費 5,000 円+消費税※年度保険料含む。口座振替にて  
運営費は、毎月 26 日に翌月分の引き落としをする。※前払い制

内訳は、指導料、設備費、運営費

消費税や社会情勢等の変動により料金改定を行なう場合は、2ヶ月前には通知を行なう。

傷病、個人的な理由等による振替、休会、休部制度はございません。

### 第二条(会費管理)

会費は事務局が管理を行なう。会計報告は行なわない。

## 第5章【その他】

### 第一条(保険)

スポーツ共済保険に毎年度、加入を義務付ける。費用は、入会金、年度更新費にて事務局が支払う。現状所属しているチームの保険に入っている場合、新たに当スクールでのスポーツ共済保険に加入する。

### 第二条(傷病免責)

当施設での練習において、万一傷害及び傷病が発生した場合、応急処置を施すが、事務局及び、指導員は一切の責任を負わない。また、スポーツ保険の適応対象外の事故等においても、すべて当事者の自己責任とする。なお、持病等はあらかじめ入部時に所定の申込書に記入義務があり、入会後の病状変更等も申請義務があるものとする。

### 第三条(入会及び退会)

- 1、入会者は会員規約の全項目に理解、承諾をした上、入会書類である所定の約定書、スポーツ保険申込書を記入し事務局への提出後、入部とする。
- 2、入会金を開始日までに事務局に納入する。なお、入会金には初年度分のスポーツ保険料を含む。
- 3、会員の退部は所定の書面にて提出する※総合スクール
- 4、退会の申請は、退会希望月末の、前月末までに申請ください※総合スクール
- 5、会費 3 ヶ月滞納の場合は事務局で精査して退会勧告をすることもある※総合スクール

### 第四条(服装)

服装は基本自由、野球に適した格好をする。靴については、グラウンドの土等を落としてから練習を行なう。※トレーニングシューズ推奨

### 第五条(禁止事項)

スクール内で知り得た情報や、個人情報を外部へ漏えいする事を禁止する。

利用時の注意事項を必ず遵守すること。

SNS や写真は自分のお子様以外が映る場合は、必ず相手の保護者にて了承を得てください。トラブル時、当スクールは一切の責任を持ちません。

### 第六条(罰則)

この規約に反し、第三者への賠償責任が発生した場合、個人的な問題は、事務局は関与しない。また事務局への賠償責任が発生し、双方話し合いで解決できない場合は弁護士への相談もありうるものとする。

### 第七条(規約の改定)

本規約は、運営上の問題等にて当事務局が変更を要すると判断した時、会員に公示する事により改定することができる。

以上  
株式会社 GENKI  
代表取締役 渡邊明稔